

「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2025 第18回LIFE×DESIGN」

共同出展ブースの装飾施工業務委託業者プロポーザル選考 募集概要

1 事業目的

大田区の優れた商品を全国に広くPRするとともに、大田区企業が販路拡大や新規バイヤーとの取引獲得等を目指し、当協会と共同で展示会に出展します。

2 出展展示会

展示会名：東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2025 第18回LIFE×DESIGN

会期：令和7年9月3日（水）～5日（金）

会場：東京ビッグサイト 西展示棟（東京都江東区有明3-11-1）

主催：株式会社ビジネスガイド社

ホームページ：<https://www.giftshow.co.jp/tigs/life18/>

小間数：6小間（約54㎡）

1小間面積：約9㎡（約3m×約3m）

3 委託内容

仕様書（別紙）のとおり

4 プロポーザル選考の流れについて

（1）プロポーザル参加申込

- ①申込方法：申込みフォームからお申込みください。
- ②申込期限：令和7年5月14日（水）17時まで

（2）第1次審査（書類審査）

- ①提出書類期限：令和7年5月21日（水）17時必着 ※持参または郵送
※理由を問わず、提出期限以降においては、提出書類の変更は一切認めません。
- ②提出書類：以下のア～ウの書類をご提出ください。
※提出書類は、理由を問わず返却いたしません。
※当協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 企画提案書

（ブース及び装飾等のコンセプト、ブース案及びパース、スケジュール）

※ブース案及びパースの提案については2案まで提出可能です。

※A4縦又は横で作成してください。

イ 見積書（内訳明細書含む）

※仕様書の項目ごとに詳細に積算した上で、総額を計上してください。

※上限額は3,069,000円（税込）とします。見積金額による評価はありません。

※A 4 縦で作成してください。

ウ 企業概要（資本金、経歴、従業員数、類似業務実績等がわかるもの）

③提出部数：10部（正本1部、副本9部）

※副本については表紙を含め、**法人が特定できる記述部分（法人名称、ロゴマーク等）がある場合、その部分にマスキング（塗りつぶし）処理を施してください。**

④選考方法：提出書類に基づき（4）評価項目をもとに選考します。

※必要と認める場合は、提出書類について、ヒアリングを行うことがあります。

⑤結果通知：令和7年6月初旬を予定

（第1次審査の結果、第2次審査の有無及び日時をご連絡します。）

（3）第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

①日時：令和7年6月9日（月）9～12時 予定

②方式：プレゼンテーション10分程度、質疑15分程度（1社あたり計25分程度）

③場所：大田区産業プラザ 指定場所

④選考方法：提出書類に基づき（4）評価項目をもとに選考します。

⑤結果通知：令和7年6月中旬を予定

（4）評価項目（以下のような項目で評価する予定です）

①企画・提案内容

- ・「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2025 第18回LIFE×DESIGN」のコンセプトに合い、各出展者の商品や企業価値を向上させるか。具体的にはブースレイアウトや装飾・デザイン、導線設計、ブース全体の雰囲気などの要素が優れているか。
- ・大田区パビリオン上部に設置するキャッチコピー及びサインが大田区企業の特徴に合致しているか。
- ・独自の工夫がされている提案であるか（仕様+αの提案など）。
- ・出展企業の商談が数多く成立するよう、ストックルームや商談セットなどの装飾や備品の配置等に工夫が凝らされているか。

②企業に対する信頼性

- ・資本金、取引先企業、営業年数など信頼できる企業であるか。
- ・様々な見本市において業務実績を有しているか。
- ・準備から会期終了日まで円滑に対応・運営できる人員体制は整っているか。

③大田区内企業であるか

- ・大田区内に本社または支社・支店があるか。

5 資格要件

受託業務を効果的かつ効率的に実施することが出来る者であり、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有し、以下の要件すべてを満たしている必要があります。

（1）公益財団法人大田区産業振興協会契約事務規程に規定する欠格事業及び入札参加禁止項目に

該当していないこと。

- (2) 大田区競争入札参加資格者指名停止期間中にない者。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行できる能力を有し、適正な経理執行体制を有する者。

6 その他

- (1) プロポーザル全般にかかる経費については、各企業の負担とします。
- (2) 本件で契約した委託業者について、実施した内容が優秀と認められる場合は、双方の合意の上、次年度以降同様の委託に関して随意契約ができるものとします（最長令和9年度まで）。

以上